適正準備

その１

感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は**極力短期間**とし、保管場所は関係者以外立ち入れないように配慮して**他の廃棄物と区別**して保管する。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルＰ16　4.3

廃棄物保管庫

弊社の規定にはなりますが、
左記のような廃棄物保管庫
を贈与し、感染性廃棄物と
他の物を**分別**していただ
き保管していただきます。

適正準備

その２

感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物であることを表示する、とともに、取扱いの注意事項を記載しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第12条の2第2項

必要な事項を記入した看板をご用意いたします。

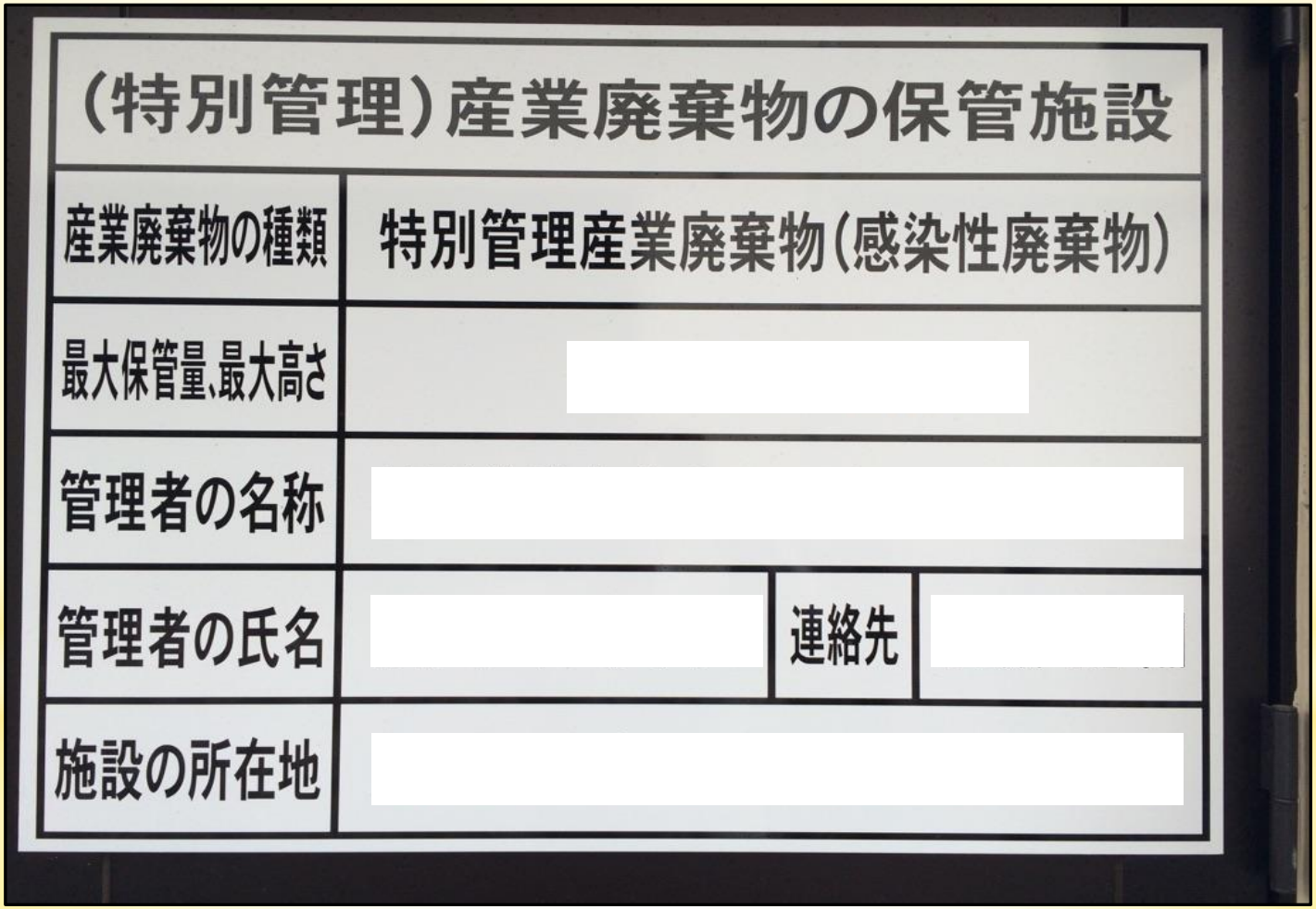

適正準備

その３

(1) 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製、プラスチック製等で危険防止のために**耐貫通性のある堅牢な容器**を使用する。

(2) 固形状のものは、丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、**堅牢な容器**を使用する。

(3) 液状又は泥状のものは、廃液等が**漏洩**しない密閉容器を使用する。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルＰ17　4.4

感染性廃棄物容器評価書

岐阜プラスチック工業株式会社 殿

感染性廃棄物容器評価基準に基づき、次のとおり評価格付けいたします

評価格付結果 ：良（★★）
ＪＷ登録番号 ：YE07028

◇ 評価申込容器
（1） 商品名 リスペール
（2） 型式 BH-H20K
（3） タイプ 箱
（4） 種類 黄（固形物専用）
（5） 材質 プラスチック
（6） 特記事項 なし

◇ 交付日 平成１９年７月９日 ◇ 更新日平成２５年７月２日
◇ 有効期限 平成３０年７月８日

平成２５年７月２日

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 岡澤 和好

耐貫通性のある堅牢な容器

堅牢な容器

漏洩しない容器

医療廃棄物排出時の専用容器の適切な

選定のご提案。

医療廃棄物の**排出パターン**・**排出頻度**は、

排出事業所によって異なります。

- 『毎日の廃棄物が**少量**であるが、容器が大きいため、廃棄物が溜まるまでに期間を有する。衛生的にもどうなのか？』

容器のサイズは**排出量**にあった容器をご用意いたします。

ペダル式スタンドは密閉率の高いもので、**衛生的にも安心！**

針刺し切創事故防止

持ち運びに便利

各種、廃棄物専用容器に合わせたペダル式スタンドをご提案させていただきます。

容器に**直接手を触れる ことなく**、
フタを開閉出来る

適正準備

その４

医療廃棄物を、

適正に仕分け適正に分別する

ご提案。

医療廃棄物には、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の２種類あります。

感染性廃棄物と非感染性廃棄物を分別せずに、全ての医療廃棄物を、感染性廃棄物として排出されている事業所様。

考えられる要因（１）

- 仕分けするのが**面倒**。
- 容器を設置する**スペースが狭い**ので種類別の容器が置けない。

『診察室に物が多いため、廃棄物容器を置く場所がない。』

ダンボール容器・ペール缶共に、サイズを豊富にご用意し、場所にあった容器を選定し、衛生面を考え、レイアウトを職場の方たちとご一緒に考えご提案させていただきます。

考えられる要因（２）

- 収集運搬業者より、一緒に排出するよう**指示**があった

なぜ？？

感染性廃棄物と非感染性廃棄物は別々に運搬しなければなりません。**同時に**運搬する際は、**車両庫内が区分**されてなければ運べません。

感染性廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、**他のものと区分して収集し、又は運搬すること。**

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルＰ31　6.1

と、なっておりますが、

感染性と同時に生じる他の廃棄物を感染性廃棄物と**同等の取り扱いをする**場合はこの限りではない、ともあります。

どういうこと？？

感染性廃棄物が非感染廃棄物と混載された場合は、**すべて感染性廃棄物として取り扱いなさい**となります。

区分されていない車両で収集運搬するため、非感染性廃棄物であっても感染性廃棄物扱いをしなければいけない。そのため、非分別での同梱を指示されます。

感染性廃棄物より、非感染廃棄物の方が処分費が**割安！**

よって、分別することによりコスト削減**にも繋がる。**

以前、感染性廃棄物と非感染性廃棄物を同じ容器に入れられていた病院にお伺いし確認したところ、職員さんが**分別の意識があまりなく**、全職員さんではなかったが、一部の職員さんに至っては、**一般廃棄物まで**も感染性廃棄物の容器に投棄されていた。

廃棄物の適正な仕分け・分別のご提案をさせていただき、適正な処理に繋げられればと思っております。

適正準備

その５

医療廃棄物を取り扱う際にあたって、**安全対策**及び**感染予防**を目的とした教育訓練を行う。

社団法人全国産業廃棄物連合会
医療廃棄物処理の基礎知識　第５章
安全管理及び事故対策

１）感染性廃棄物の科学性状、物理性状及び環境関係法令等に関する知識及び技能

２）微生物、感染症及び感染症の予防等に関する知識及び技能

３）毒劇物及び危険物に関する知識及びその取扱いに関する技能

４）感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能

５）処理施設の運転及び維持管理等に関する知識及び技能

６）労働安全衛生に関する知識及び技能

医療廃棄物の取り扱い注意事項

(1)廃棄物の誤認が起こると事故につながる可能性が大きいので、錯覚等による間違いを防止する。

(2) 感染性廃棄物が非感染性廃棄物を汚染することがないように、感染性廃棄物と非感染性廃棄物を区分して取扱う。

(3) 容器を破損したり汚損したりしないように丁寧に扱う。

(4) 容器や梱包等の状態を常に把握し、廃棄物の流出・飛散を防止する。

等

感染性に配慮した注意事項

(1) 血液、体液等が混入または付着したものは、感染の危険性のあるものとして細心の注意を払う。

(2) 感染性廃棄物の取扱いにあたっては、従業者の健康及び周辺の生活環境を損なうことがないように、十分に注意する。

(3) 特に次の事項について注意する。

①容器に入った医療廃棄物は、感染を防止する観点から、他の容器に移し替えない。

②焼却残渣、排ガス、排水等によって病原体が環境中に放出されないようにする。

等

感染性廃棄物を取り扱う全従業員に対して、必要な教育・訓練を継続的かつ計画的に実施し、感染性廃棄物の適正な処理に必要な知識及び技能を保持させております。

また、収集運搬時の詳細な作業手順書を策定し、それに従って業務を行っております。

適正準備

その６

収集運搬担当者は、毎朝出勤時に

『朝の体調管理表』の

記入をし、体調の異変が無いことを確認し、

業務に取り掛かる。

また、アルコールチェックを行い、

『０．００』を確認する。

顕性感染・不顕性感染

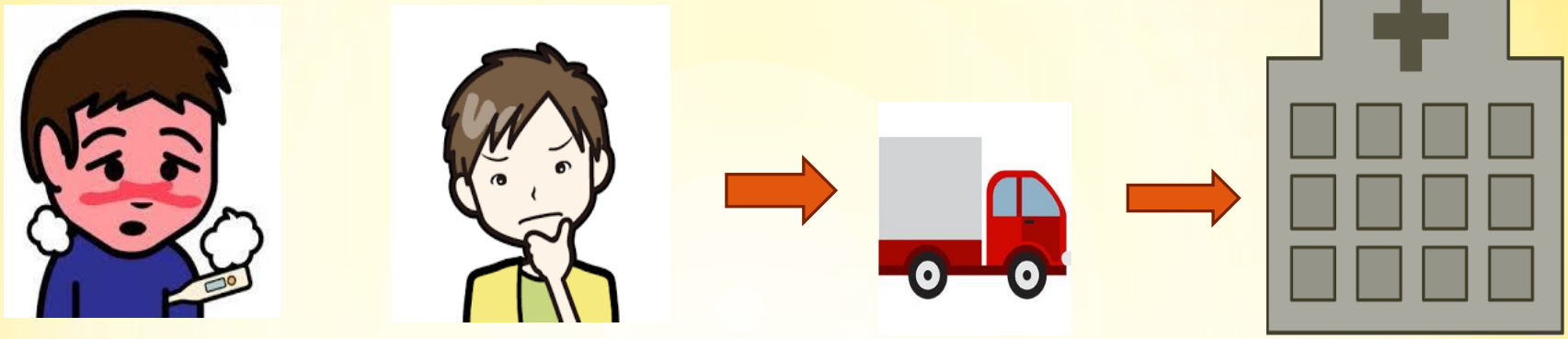

顕性感染・不顕性感染している、収集運搬担当者が、排出事業所様へお伺いすると**感染源**になってしまう！！

『朝の体調管理票』は、感染源を**持ち込まない・持ち出さない**の措置としておこなっております。

運行前点呼　風景

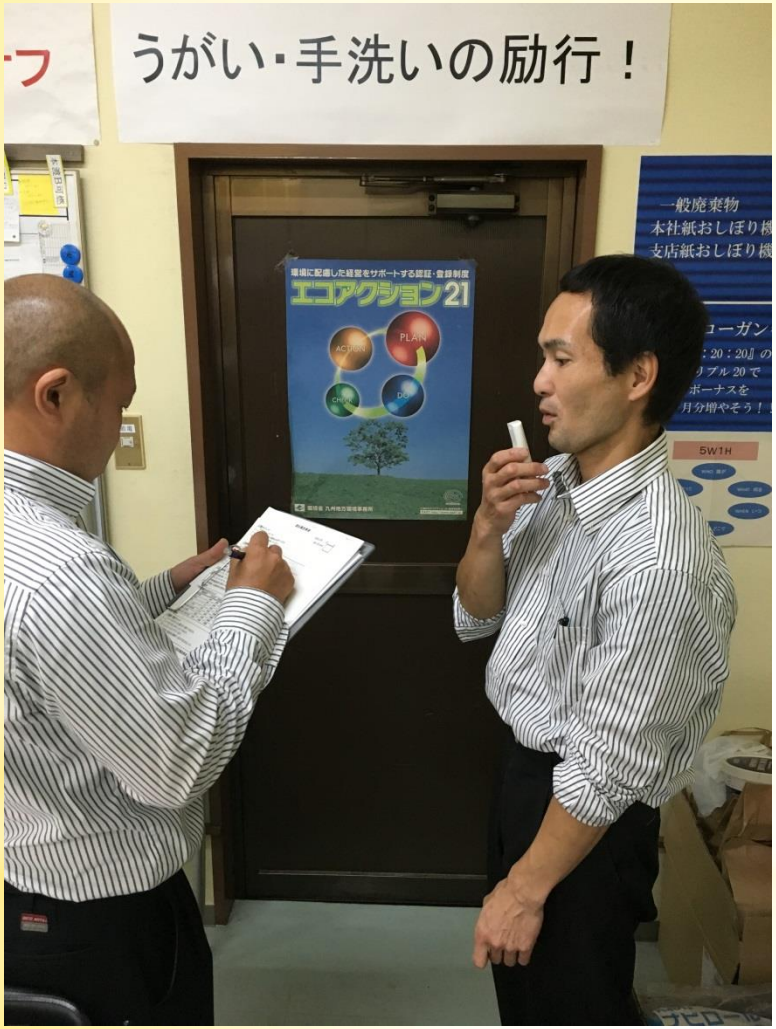

適正準備

その７

運搬車両は、法定に基づき乗務前の点検（タイヤ、ライト燃料タンク等）、定期点検等を必ず行う。

社団法人全国産業廃棄物連合会
医療廃棄物処理の基礎知識　６－（７）

日常点検をしっかり行うことで、

走行中のトラブルや事故を**未然に防止**することができる。

日常点検を怠ると…

『タイヤ不良』『制動装置不良(ブレーキ不良)』『フロントガラス等の不良』

もし、雨の日にタイヤの溝がすりへった状態で走行し、**スリップ**してハンドルを取られ、ブレーキがきかなかったとしたら･･･、
またフロントガラスが汚れていたり、ヘッドライトが故障していて**視界**が奪われたとしたら･･･

廃棄物収集運搬で**遅延**等によりお客様に支障を与えてしまう。

運行前には、車両日常点検をしっかりと行う。

日野自動車（株）様にて車両点検講習会風景。

（エコアクション２１ 教育訓練の一環として）

万が一の車両トラブルに対応すべく、**予備車両**も保有いたしております。

４ｔ保冷車	２台	
２ｔ保冷車	２台	
４ｔパッカー車	５台	
２ｔ幌車	１台	保有

適正準備

その８

医療関係機関等は、法により医療廃棄物の処理を他人に委託する場合、医療廃棄物引渡す際に、定められた様式による産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）に必要事項を記入して交付することが義務付けられている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第12条の3第1項

◆　紙マニフェスト

◆　電子マニフェスト

の、２パターンをご用意。

◆電子マニフェストの特長

・ マニフェストの保存（５年間）が不要である（情報処理センターが代行）。
・ マニフェストの記載漏れがない。
・ 収集運搬終了／処分終了の報告を排出事業者に自動通知する。
・ 法定の確認期限が近づいていることや、期限超過を排出事業者に通知する。
・ マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できる。
・ マニフェスト情報の一覧や受渡確認票（単票）が印刷できる。

適正準備

その９

感染性廃棄物の運搬車両は、

頻繁に洗浄、消毒を行い

常に清潔に保つ。

①車体洗車

②庫内清掃

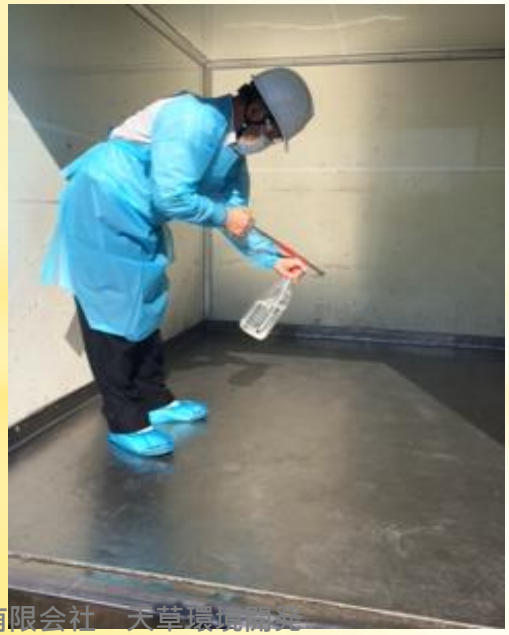

③除菌系バイオ剤噴霧

④庫内清掃

⑤拭き上げ

⑥感染性廃棄物として廃棄

⑦マイクロファイバーで拭き上げ

⑧防護具一式は、感染性廃棄物として廃棄

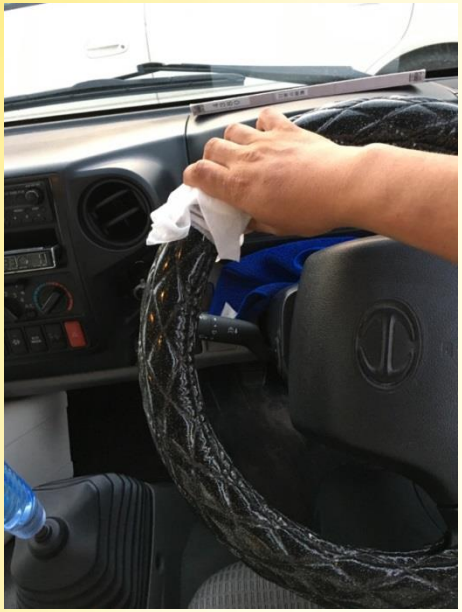

各事業所収集終了後

ハンドル・シフトノブ
アルコール消毒。

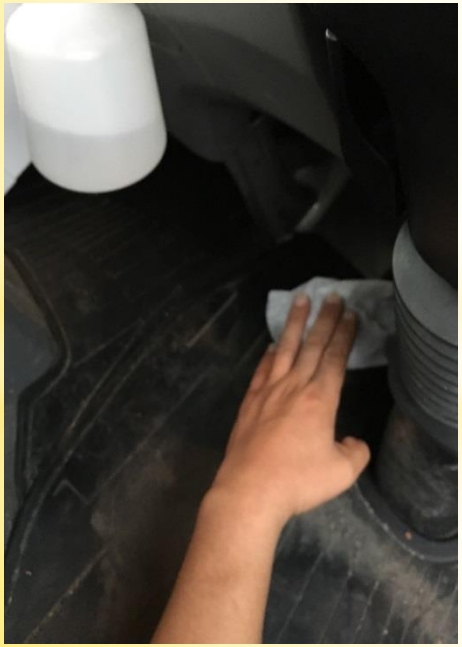

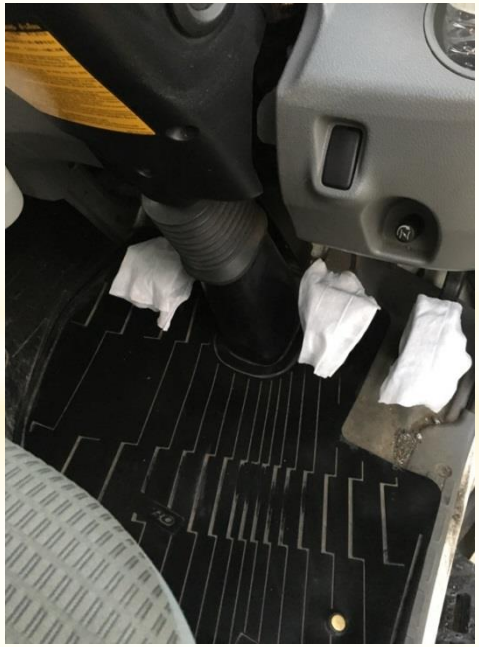

午前・午後２回／１日

アクセル・ブレーキ・
クラッチ、アルコール清掃。

適正準備

その１０

未使用品の医療廃棄物専用容器や紙おむつは廃棄物収集運搬車両とは**別の車両（配達専用車両）での配達**を行っております。

どうして別々の車両を使うの？

１　感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物と混合するおそれのないように、**他の物と区分して収集し、又は運搬すること。**ただし、**感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の扱いをする場合は、この限りでない。**（参照）令第６条の５第１項第１号

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

第６章．１　収集運搬収集運搬及び保管

他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

【解　説】

感染性廃棄物を収集運搬する際は、**他の物**と**混合（混載）**させてはいけない。

産業廃棄物

未使用容器

積み込み

同じ庫内に積込

感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取り扱いをする場合は、この限りではない。

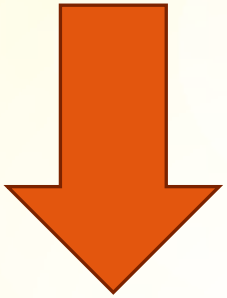

【解　説】

感染性廃棄物が他の物と混合（混載）された場合は全て**感染性廃棄物として**取り扱いなさい。

産業廃棄物

未使用容器

積込み

未使用品であっても、

すべて、**感染性廃棄物**として取り扱いなさい。

廃棄物収集運搬車輌に、感染性廃棄物と非感染性廃棄物を同時に収集運搬出来る様に庫内に**仕切り**が設けてある車両もあります。

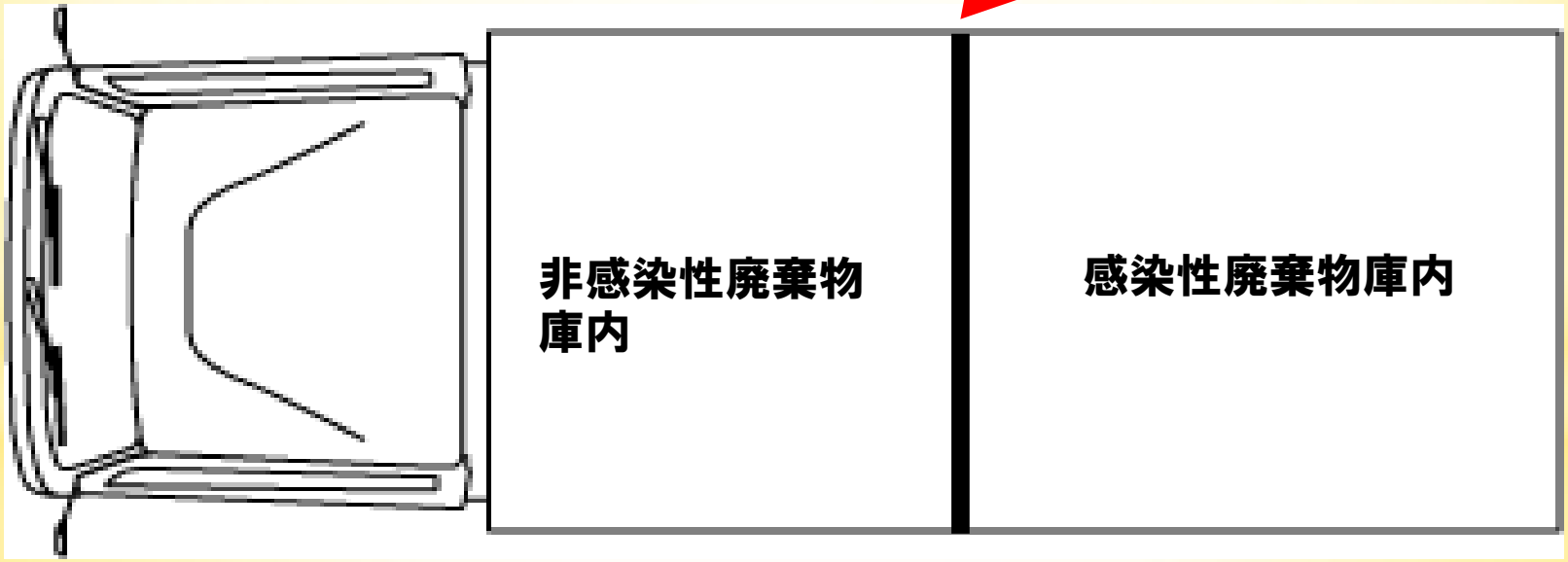

弊社の収集運搬車両も、感染性廃棄物と非感染性廃棄物を同時に収集できるように仕切りを設けております。

弊社も、先程のマニュアルを**自社都合だけで考え**、『感染性廃棄物と一緒じゃなければ積んでもいいんだ！』と解釈し、数年前迄は、非感染性廃棄物の庫内に未使用の廃棄物専用容器を積んで配送を行っていた時期もありました。

ですが、

弊社、廃棄物収集運搬車両（仕切り有）

① 感染性廃棄物庫内

② 非感染性廃棄物庫内

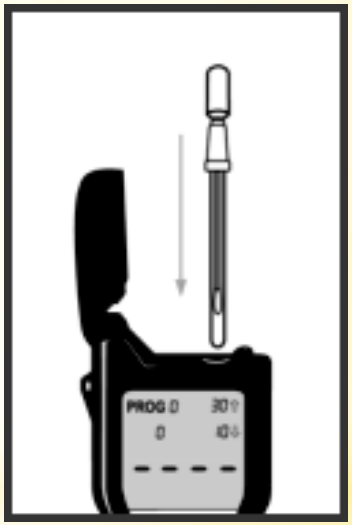

ＡＴＰ細菌検査キットで検証！！

測定値　３６８９

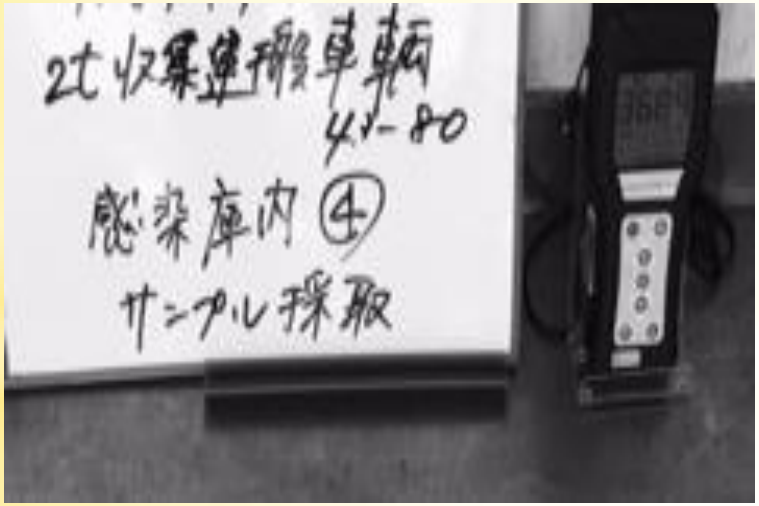

測定値　３，５３７

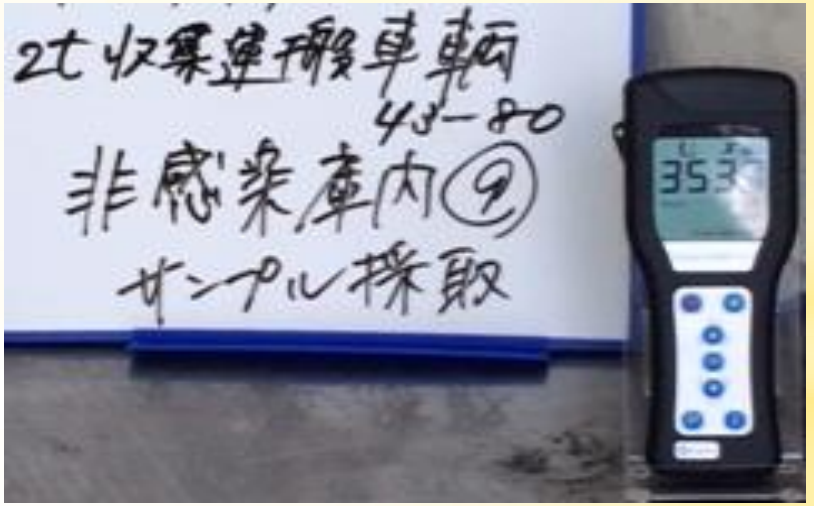

検証結果の数値には正直**驚き**ました。

当然、感染性廃棄物庫内の方が数値は**高い**と思っていましたが、ほとんど変わらないとは…

廃棄物収集運搬車両で、例え、非感染性廃棄物庫内であっても、廃棄物と同時に容器や紙おむつ等を運搬すれば、未使用品であっても細菌や汚れが付着する可能性が検証できた。

弊社が、医療施設・福祉施設で実施されておられる、感染予防・抑制の努力のさまたげになってはいけないとの考えから、

廃棄物は廃棄物専用車両！

未使用品の容器や紙おむつは配達専用車両！

でお伺いさせていただきます。

未使用の、廃棄物専用容器・紙おむつ　納品専用車両

天草全域

その他、熊本全域